

## 佐賀大学附属図書館評価専門委員会要項

(平成18年10月16日制定)

### (設置)

第1条 佐賀大学附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、佐賀大学附属図書館運営委員会規程（平成16年4月1日制定）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則（平成17年3月1日制定）に規定する部局等評価（国立大学法人佐賀大学の職員以外の者による検証を含む。）、個人評価、中期目標・中期計画評価及び認証評価（以下「部局等評価等」という。）を行うため、佐賀大学附属図書館評価専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、附属図書館の部局等評価等に関する次に掲げる事項を審議し、及び処理する。

- (1) 部局等評価の具体的な項目等の策定に関すること。
- (2) 部局等評価の実施に関すること。
- (3) 部局等評価の結果の活用及び報告に関すること。
- (4) 個人評価の実施基準の策定に関すること。
- (5) 個人評価の実施に関すること。
- (6) 個人評価の結果の活用及び報告に関すること。
- (7) 中期目標・中期計画の評価に関すること。
- (8) 認証評価に関すること。
- (9) その他附属図書館の評価に関すること。

2 委員会は、前項の事項に関し必要に応じ、その結果を運営委員会に報告しなければならない。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長及び副館長
- (2) 各学部（理工学部を除く。）及び工学系研究科から選出された運営委員会委員のうちから3人
- (3) 学術研究協力部情報図書館課長
- (4) その他館長が必要と認めた者

2 前項第2号の委員の任期は、運営委員会委員の任期中とする。

3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 委員会に、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

### (事務)

第6条 委員会の事務は、学術研究協力部情報図書館課が行う。

### (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年10月16日から実施する。

附 則（平成24年2月29日改正）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日改正）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月9日改正）

この要項は、平成29年6月9日から施行する。